

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 8 年 8 月 21 日現在)

I 入院基本料について

1 病棟

「特殊疾患病棟入院料 2」の届出を行っています。入院患者様 10 人に対して、1 名以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。

当病棟では 1 日に 25 人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

夕方 17 時 30 分～深夜 0 時まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

深夜 0 時～朝 9 時 30 分まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

2 病棟

「障害者施設等入院基本料（7 対 1 入院基本料）」の届出を行っています。入院患者様 7 人に対して、1 名以上の看護職員が従事しています。

当病棟では 1 日に 23 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。

夕方 17 時 30 分～深夜 0 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。

深夜 0 時～朝 9 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

3 病棟

「特殊疾患病棟入院料 2」の届出を行っています。入院患者様 10 名に対して、1 名以上の看護要員（看護職員及び看護補助者）が従事しています。

当病棟では 1 日に 30 人以上の看護要員(看護職員及び看護補助者)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

夕方 17 時 30 分～深夜 0 時まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

深夜 0 時～朝 9 時 30 分まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 13 人以内です。

※上記数字は満床ベースの数を記載しています。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画、個別支援計画を策定し、文書によりお渡ししています。また、医療安全・院内感染対策委員会を設置し、当該委員会を月 1 回以上、定期的に開催しています。

Ⅲ 当院では、四国厚生支局長に下記の届出を行っています。

記

1) 入院時食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行い、療養のための食事は管理栄養士及び栄養士の管理の下に、適時適温にて提供しています。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 特殊疾患入院施設管理加算（2 病棟）
- ・ 夜間看護体制加算（2 病棟）
- ・ 看護補助加算（2 病棟）
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ データ提出加算 1・3

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 障害児（者）リハビリテーション料（2 病棟）
- ・ 食堂加算
- ・ 一般名処方加算

Ⅳ 保険外負担に関する事項

当院では、年金管理、証明書、診断書料につきましては利用回数に応じて、実費のご負担をお願いしています。詳しくは、別紙の保険外負担料金一覧をご覧ください。なお、窓口担当者にご確認ください。

Ⅴ 保険医療機関

当院は、四国厚生支局より指定をうけた保険医療機関です。